

3月10日(火)まで

事業者等エネルギー価格高騰対策支援を行います！

町では、エネルギー価格高騰などにより影響を受けている町内事業者に対し、事業継続と経営維持のため、支援金を交付します。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

詳しくはこちら



＝ 対象事業者

令和7年4月1日以前から町内で事業収入を得て、申請日時点において事業を継続しており、かつ、支援金の受領後も事業を継続する意思がある事業者

※ただし、農林漁業・医療・福祉など対象外になる業種もあります。

＝ 支援内容

◆法人事業者 7万円

◆個人事業者 3万円

◆店舗や事業所を構えず自宅の居住スペースと同一の場所を事務所にする個人事業者 1万円

＝ 申込期限

3月10日(火)まで 消印有効

▶ 申請・問合せ先

商工会員：長沼町商工会 (☎88-2221)

商工会員以外：役場商工観光係 (☎76-8019)

住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯 物価高騰対策支援金給付事業について

町では、物価高騰の影響が特に大きいと考えられる令和7年度住民税非課税世帯^{*1}及び均等割のみ課税世帯^{*2}に対して、支援金を給付します。支給対象となる可能性がある世帯の世帯主には、2月上旬から順次申請書を郵送します。対象世帯と思われる場合で申請書が届かない際には、ご連絡ください。(市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は含みません。)

※1 基準日(令和8年1月1日)において、世帯主及び全ての世帯員が令和7年度分の市町村民税均等割を課税されていない世帯

※2 基準日(令和8年1月1日)において、世帯主及び全ての世帯員が令和7年度分の市町村民税所得割を課税されておらず、かつ、その世帯主及び全ての世帯員のうち少なくとも一人に令和7年度分の市町村民税均等割が課税されている世帯

＝ 給付額

給付1世帯につき1万円

＝ 申請受付期限

3月13日(金)まで

＝ 留意事項

・本町に課税情報のない令和7年1月2日以降の転入者は、令和7年1月1日時点で在住の市区町村が発行する住民税非課税証明書を世帯員全員分(18歳以下不要)添付してください。

・住民税未申告の場合は、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の算定で用いた調査の結果を参考にします。調査の結果、課税状況が不明な場合は、住民税申告を行っていただきます(未申告者のうち18歳以下の方、生活保護被保護者は申告不要)。

・本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象です。

▶ 問合せ先

市町村民税非課税要件について：役場税務係 (☎76-8011)

上記以外について：りふれ福祉係 (☎82-5555)

物価高対応子育て応援手当を支給します

政府では、物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、0歳から高校3年生までの児童1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給します。

児童手当の受給情報を活用し給付を行うため、町から児童手当を支給されている方の申請は原則不要です。

対象児童

- ・令和7年9月分の児童手当支給対象児童
- ・令和8年3月31日までに出生した児童

支給額

対象児童1人につき2万円(1回限り)

対象者

次のいずれかに該当する方

■ 申請が不要な方

- ・令和7年9月分(9月に出生した児童は10月分)の児童手当の受給者

■ 申請が必要な方

- ・令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方
- ・公務員など、所属庁から9月分の児童手当が支給されている方(受給者が単身赴任などで本町に住民登録がない場合は、受給者の住民登録地で申請することとなります。)
- ・令和7年10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)などにより児童手当の申請が必要になった保護者

申請期限

3月31日(火)

支給時期

3月上旬頃から順次支給開始予定 ※申請が必要な方については支給時期が異なります。

支給方法

■ 児童手当受給者(原則申請が不要な方)

令和7年10月(令和7年9月に出生した児童は12月)支給時の児童手当受給口座へ振込

※届出書の提出がある場合は届け出た口座に振り込みます。

※口座が解約・変更などにより振り込めない場合は支給されませんので、2月13日(金)までに必ず役場国保年金係へご連絡ください。

■ 申請を行った保護者

申請書で指定した口座に振込

「物価高対応子育て応援手当」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに町から問合せを行うことがありますが、ATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに役場国保年金係または最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

▶ 問合せ先：こども家庭庁コールセンター (☎0120-252-071 平日9時～18時)
役場国保年金係 (☎76-8013)